

法改正により予測される労務管理・事務処理煩雑化への
対策で経営リスクを事前に回避!

「年収の壁」対策セミナー

「年収の壁」 法案一部修正で年調対応煩雑に

日時 **12/2** 火
令和7年
14:00~16:00

受講料 **無料**
定員 **30名**
会員・非会員 問わず
先着順

対象者/中小・小規模事業者(会員・非会員 問わず)

会場 **郡山商工会議所 6F (中ホールA)**

〒963-8005 福島県郡山市清水台1丁目3-8

※駐車場(有料)は限りがございます。 ※当所駐車場が満車の場合は近隣の有料駐車場をご利用ください。

「年収の壁」は、一定の年収を超えると支払うべき社会保険料の負担・税金の負担・扶養の壁で税金や社会保険料が急増するため、収入が増えても手取りがほとんど増えないという現象を指します。今後は社会保障制度の維持のため、社会保険料の負担が増加する可能性もあり、労働者や企業の経済的負担増が予測されます。複雑に見える制度改正も、実は経営に大きな影響を与えます。従業員が“働き控え”を起こす前に、経営者が押さえておくべきポイントは何か。法改正の全体像と対応策をわかりやすく解説します。

内 容

1. 「年収の壁」とは、その攻防は
2. 基礎控除の上乗せ特例の創設
3. 特定親族特別控除の創設
4. 年末調整で改正制度適用
5. 生命保険料控除の拡充について
6. 今後、増加する法定福利費について



Hoshi Tadashi

講師

税理士法人トリプル・ウイン顧問
税理士 行政書士

星 叡 氏

【講師プロフィール】

駒澤大学大学院経営経済学研究科卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て昭和56年5月：星晴喜税理士事務所開業、実務経験を積みながらクライアントを増やし、傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げ、現在は“誰もが避けて通れない相続”をメインテーマにコンサルティングや講演活動を精力的に行っている。

お申し込み方法 ①・②のどちらかの方法でお申し込みください。

① WEBにてお申し込み

右記QRコードを読み込む



② FAXにてお申し込み

下記申込書に必要事項を記入しFAXしてください

お問合せ

郡山商工会議所

中小企業相談所 経営支援課

TEL.024-921-2621 E-mail:admin@entre.gr.jp

参加申込書 12/2(火)『年収の壁対策セミナー』

郡山商工会議所行→ **FAX.024-921-2640**

※切らずにそのまま送信してください

お申込日

令和7年

月

日

申込締切

() 定員になり次第締切

事業所名				業種	
所在地	〒			TEL	
受講者名	①	E-mail			
	②	E-mail			